

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備 及び運営の基準に関する意見具申

昭和41年1月
中央社会福祉審議会

近年における人口構造の老齢化による要收容者の増加等に伴い老人福祉施設の整備拡充と、その運営の近代化等が各方面から強く要請せられている情勢にかんがみ、その設備と運営の基準を確立することは、緊急なる要務である。

とくに、養護老人ホームと特別養護老人ホームについては、老人福祉法第17条の規定により、厚生大臣がその設備及び運営の基準を定めることとなっているが、未だその基準が定められていないため、これら老人ホームの急速なる増加にも拘らず各施設の構造設備又は運営等が区々にわたる傾向にあるとともに、とくに、特別養護老人ホームは老人福祉法の制定とともに新たに創設された施設であり、速やかに、そ

の運営の方向を明示し、適正を期する必要がある。

以上の見地から、中央社会福祉審議会は昭和40年5月以来老人福祉専門分科会において、その検討を行ってきたが、今回、別紙のとおり結論を得たので、本審議会の意見として具申する。

なお、養護老人ホームに関する部分については、保護施設最低基準に関する意見具申のうち、養老施設に関する部分を基本とし、本基準（案）の趣旨にそう調整を行なって、制定することが適当である。

なお、政府は、この基準を早急に制定・実施し、これに伴う予算等について、所要の措置を講ずるとともに、寮母・看護婦等の施設の職員の増員について、今後一そうの努力をせられるよう要望する。

第1章 総 則

（老人ホームの立地条件）

第1条 老人ホームは、被收容者の保健衛生上及び防災上その他被收容者の処遇のために好適な条件を備えた場所に設置しなければならない。

2 老人ホームの敷地は、消防自動車が行き来できる道路に接するよう設定しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、原則として病院に近接して設けなければならない。

（老人ホームの構造設備の一般的要件）

第2条 老人ホームは、日当り、通風、採光、防寒、防暑および防湿について好適であるとともに、防災についても十分考慮された構造のものでなければならない。

2 養護老人ホームの設備のうち居室等被收容者の日常生活にあてられるものは、地階に設けてはな

らない。

3 特別養護老人ホームの設備のうち居室等收容者の日常生活にあてられるものは地階又は三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号に該当する場合には、三階以上の階に設けることができる。

1 第10条第5項第3号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条に規定する特別避難階段の構造とすること。

2 各室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料ですること。

3 各階ごとに、建築基準法施行令第109条に規定する甲種防火戸により防災上有効な防火区画を設けること。

4 建築物に設ける換気，暖房又は冷房の設備の風道は，不燃材料で造ること。

(老人ホームの設備の共用の制限)

第3条 老人ホームの設備は，もつぱら当該老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし，当該老人ホームの設備の一部を他の社会福祉施設等と共用することにより，被収容者の処遇その他当該老人ホームの運営に支障が生じない場合には，この限りでない。

(老人ホーム職員の資格要件)

第4条 老人ホームの長(以下「施設長」という。)は，社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号の一に該当し，かつ，社会福祉事業又は社会福祉に関する行政に2年以上従事した者であつて，老人ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

2 生活指導員は，社会福祉事業法第18条各号の一に該当し，かつ，被収容者の生活指導について必要な能力を有する者でなければならない。

3 寮母は，被収容者の生活指導及び介護について必要な能力を有する者でなければならない。

(老人ホーム職員の兼任の制限)

第5条 老人ホームの職員は，当該老人ホームの職務以外の職務を兼ねてはならない。ただし，当該老人ホームの運営と被収容者の処遇に支障がない場合においては，この限りでない。

(被収容者の処遇)

第6条 老人ホームにおいては，被収容者の身体的精神的特性を十分考慮して適切な処遇を行なわなければならない。

(老人ホームの事務の組織並びに職員及び設備の管理)

第7条 老人ホームは，その業務の運営のため必要な業務組織並びに職員及び設備の管理に関する規定を定めなければならない。

(老人ホームの管理等の帳簿及び予算経理)

第8条 老人ホームは，運営及び財産の状況を明らかにするため，次に掲げる帳簿を整備しておかななければならない。

1 老人ホームの管理に関する帳簿

2 被収容者に関する帳簿

3 会計経理に関する帳簿

2 老人ホームの運営に伴う収入及び支出を，経営者たる地方公共団体又は法人の予算に計上するとともに，つねにその収支の状況を明確にし，毎会計年度の終了後すみやかに決算書を作成しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 老人ホームにおいては，消防法(昭和23年法律第186号)第8条に規定する防火管理者を定めなければならない。

2 老人ホームにおいては，その敷地外の道路又は適当な空地に通ずる避難上および消火上有効な通路を設けるとともに，その通路に関する適当な標示をしておかななければならない。

3 老人ホームにおいては，消防法第17条1項に定める消防用設備等を備えなければならない。

4 前2項に掲げる設備については，必要に応じて点検及び整備を行ない，つねに使用可能を状態に保たなければならない。

5 老人ホームにおいては，少なくとも3月に1回は避難，救出及び消火に関する訓練を行なわなければならない。

第2章 養護老人ホーム(略)

第3章 特別養護老人ホーム

(構造設備の基準)

第10条 特別養護老人ホームの建物は，建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物でなければならない。ただし，

建物が一階のものである場合には，同法第2条第9号の3に規定する簡易耐火建築物とすることができる。

2 特別養護老人ホームは，次の各号に掲げる設備

を設けなければならない。

- 1 居 間
 - 2 静養室
 - 3 食 堂
 - 4 浴 室
 - 5 洗面所
 - 6 便 所
 - 7 医務室
 - 8 調理室
 - 9 事務室
 - 10 宿直室
 - 11 寮母室
 - 12 看護婦室
 - 13 機能回復訓練室
 - 14 面接室
 - 15 洗濯室
 - 16 物干場
 - 17 給水設備
 - 18 排水設備
 - 19 汚物処理設備
 - 20 倉 庫
 - 21 介護材料室
 - 22 霊安室
- 3 前項の設備のほか、必要に応じて納骨堂を設けるものとする。
- 4 第2項の設備の基準は、おおむね次のとおりとする。
- 1 居 室
 - (1) 被収容者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、4.95平方メートル以上とすること。
 - (2) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - (3) 一室の規模は、おおむね8人以下の人員を収容する程度のものですること。
 - (4) 開口部は、原則として、その一以上が日照を受けることができるものであること。
 - (5) 出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - (6) 床面積の7分の1以上の採光に有効な面積を有する窓その他の開口部を設けること。
 - (7) 床面積の14分の1以上に相当する面積を、直接外気に面して開放できるようにすること。
 - (8) 被収容者の身の廻り品等を、各人別に収納することができる収納設備を設けること。

- 2 静養室
 - (1) 原則として一階とし、寝台を備えること。
 - (2) 前号に規定するもののほか、静養室の設備については、居室に関する規定を準用するものとする。
- 3 食 堂

窓その他外部に開放されている部分に、網を張る等防虫のための設備を設けること。
- 4 浴 室
 - (1) 浴そうは、沐浴介助に適した構造設備を有するもの及び通常のもの二種類を設けること。
 - (2) 通常の浴そう及び洗い場等は、被収容者の身体的特性を考慮した設備構造とすること。
 - (3) 上り湯及び清浄な水を使用することができる設備を設けること。
- 5 洗面所

居室のある階に、それぞれ適当な数を設けること。
- 6 便 所
 - (1) 職員の用に供するものと被収容者の用に供するものとは、区分して設けること。
 - (2) 被収容者の用に供する便所は、居室と同じ階にそれぞれ適当な数を男女別に設けること。
 - (3) 便所は、水洗便所とすること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、水洗便所以外の便所とし、清潔の保持、防具及び防虫等について十分考慮した構造のものですること。
 - (4) 便所は、被収容者の身体的特性に適した安全な構造のものでとし、大便所には、原則として呼鈴を備えること。
 - (5) 流水式手洗設備を設けること。
- 7 医務室
 - (1) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第16条に規定する診療所の構造設備の基準に適合したものであること。
 - (2) 被収容者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (3) 原則として、静養室に近接して設けること。
- 8 調理室
 - (1) 食器、調理用具を消毒する設備を備えること。
 - (2) 食器、調理用具及び食品等を清潔に保管す

- る設備を備えること。
- (3) 火気を使用する部分の周囲は、不燃性のものとする。
- (4) 防虫、防そを考慮した構造設備とすること。
- (5) 流水式手洗設備を設けること。
- 9 寮母室
収容棟ごと及び居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 10 洗濯室
洗濯機、乾燥機等洗濯に必要な用器具を備えること。
- 11 給水設備
(1) 水道法（昭和22年法律第177号）第3条に規定する水道事業者から供給される水（以下「水道により供給される水」という。）以外の水を水源とする場合は、同法第4条に規定する水質基準に合致する水が得られるものであること。
- (2) 水道により供給される水以外の水を水源とする場合には、少なくとも月一回以上国又は地方公共団体が行なう水質検査を受けなければならないこと。
- (3) (2)に掲げる水源の場合には、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条第3項に規定する塩素消毒を行わなければならないこと。
- (4) 給水装置の構造は、水が汚染され又は漏れるおそれがないものであり、かつ、その材質は凍結、破壊、侵食等に耐え得るものであること。
- 12 汚物処理設備
汚物及び汚水を適当に処理することのできる焼却炉、浄化槽その他の設備を設けること。
- 13 倉庫
物品倉庫と食品倉庫とに区別し、防湿、防虫及び防そについて考慮した構造設備とすること。
- 5 前3項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- 1 廊下の幅は、1.6メートル以上とすること。
ただし、中廊下の幅は、2.5メートル以上とすること。
- 2 廊下、便所等の必要な場所に常夜灯を設けること。
- 3 被収容者の日常生活にあてられるものが二階以上の階にある場合には、避難階段又は地上に通ずる二以上の直接階段を設けること。
- 4 直通階段の傾斜はゆるやかにし、このうち一以上は傾斜路とすること。ただし、居室等被収容者の日常生活にあてられるものを三階以上の階に設ける場合であって被収容者の処遇に適合するエレベーターを設けた場合には、傾斜路としないことができること。
- 5 汚物処理設備及び便所は、居室、食堂及び調理室から相当な距離を隔てて設けること。
- (職員の配置等の基準)
- 1 施設長
2 医師
3 生活指導員
4 寮母
5 看護婦
6 栄養士
7 機能回復訓練を行なう職員
8 事務員
9 調理員
10 用務員
- 2 寮母は、被収容者おおむね5人に1人以上置かなければならない。
- 3 看護婦は、一名以上の者が常時勤務するために必要な数を置かなければならない。
- (介護)
第12条 介護は、被収容者の身体的精神的特性を考慮して、懇切、かつ、適切に行わなければならない。
- 2 介護を常時行なうことができるような適当な勤務の体制を確立しておかなければならない。
- 3 被収容者には、一週間に二回以上入浴させ又は清拭する等その身体がつねに清潔に保たれるよう十分に配慮しなければならない。
- (給食)
第13条 特別養護老人ホームの被収容者の給食に関しては、次の各号の規定に適合するものでなければならない。
- 1 被収容者に対する給食は、必要な熱量を満たし、かつ、たんぱく質、脂肪等の栄養素について被収容者の身体的特性に適した必要な種類、質及び量が確保されるものであること。

- 2 食事の内容は、食品の構成、食品の使用頻度及び調理方法について、老人の身体的特性及び嗜好を配慮しなければならないこと。
- 3 食品の保存にあたっては、栄養成分の損失が少なく、腐敗又は変質しないよう適当な措置を講ずるとともに、食品の品質及び虫そ害等について定期的に検査すること。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立表にしたがって行なうこと。
- 5 前号の場合において、医師は、必要あるときには、献立表の作成を指導すること。
- 6 調理、配膳にあたっては、調理員は、清潔な白衣を着用する等清潔で衛生的に行なわなければならないこと。

(健康管理)

- 第14条 特別養護老人ホームにおいては、つねに被收容者の健康を把握し、必要に応じて健康の保持のための適切な措置をとらなければならない。
- 2 前項にいう健康の状況、とった措置及びその結果に関し必要な事項は、記録しておかなければならない。
 - 3 特別養護老人ホームにおいては、職員の採用時及び毎年一回以上健康診断を行なわなければならない。
 - 4 調理員については、定期的に検便を行なわなければならない。
 - 5 前二項の健康診断を行なったときは、その結果を記録しておかなければならない。

(衛生管理)

- 第15条 特別養護老人ホームは、つねに清掃を行ない、清潔に保たなければならない。
- 2 被收容者の被服、寝具等は、しばしば洗濯するとともに、日光消毒を行ない、必要な補修を加える等、つねに清潔で被收容者に好適であるようにしなければならない。
 - 3 前二項に掲げるもののほか、特別養護老人ホー

ムにおいては、次の事項を行なわなければならない。

- 1 被收容者の日常生活にあてられる場所は、必要に応じ防蚊の措置および採暖の措置を講ずること。
- 2 伝染性疾患にかかった者及び伝染性疾患にかかった疑いのある者の使用した寝具、食器等及び居室静養室等は、完全に消毒した後でなければ他の被收容者に使用させてはならないこと。
- 3 便所は毎日清掃し、水洗便所以外の便所である場合には随時消毒剤を散布しなければならないこと。
- 4 特別養護老人ホームは、適当な期間ごとに大掃除を行なわなければならないこと。

(医療)

- 第16条 特別養護老人ホームは、被收容者が傷病にかかった場合は、その療養のため適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置を円滑に行なうことができるよう病院とつねに密接な連繫を保たなければならない。

(生活指導)

- 第17条 特別養護老人ホームは、被收容者が入所したときは、その氏名、生年月日、收容年月日及び入所前の居住地又は現在地その他当該被收容者の処遇上必要な事項を記録しておかなければならない。
- 2 被收容者に対し、個別的又は集団的に適切な生活指導を行ない、その結果を記録しておかなければならない。
 - 3 被收容者に対し、必要に応じて後退機能の回復訓練等を行なわなければならない。
 - 4 被收容者に対して、必要に応じ、寝具その他日常生活に必要な物品を供与しなければならない。
 - 5 養護娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーションを行なわなければならない。

(收容定員)

- 第18条 特別養護老人ホームの收容定員は、五十人以上でなければならない。

経過措置

- 1 この基準実施の際、現に老人ホームにおいて、施設長、生活指導員の職務に従事している者で、この基準に定める資格をみたしていない者については、可及的速やかに資格付与の措置を講ずるとともに、その者が資格を取得するまで適当な猶予期間を設けること。
- 2 この基準実施の際、現に寮母及び栄養士を所定のとおり置いていない老人ホームについては、資

格者の確保の困難性等を考慮して適当な猶予期間を設けること。

3 この基準実施の際、現に存する老人ホームであって、現に存する敷地の立地条件、建物の構造又

は設備若しくは取扱定員について直ちにこの基準により難しいものについては、それぞれの特殊事情を考慮し、適当な猶予期間を設けること。